

一関地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合条例第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び第8号の規定により議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分は、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。